

# 1か月児健康診査費用助成のご案内



## 1か月児健康診査について

1か月児健診は、生後1か月前後のお子さんの発育や発達をみる健診です。病気などの早期発見及び早期治療につながるため、1か月児健診を受けることは大切です。

## 1か月児健康診査費用の助成について

### ◎1か月児健康診査受診票

- ・1か月児健康診査受診票は、1か月児健康診査の助成が受けられる補助券です。
  - ・対象者：生後2か月未満の児 ※令和6年4月1日以降に1か月児健康診査を受診する児
- ※受診日に深川市に住民登録を有する方のみ使用できます。市外へ転出される場合は、使用できなくなりますので、転出先の市町村にお尋ねください。

### ◎助成金額・回数

- ・助成金額：4,000円 ※助成金額を超えた料金は自己負担となります。
- ・助成回数：児1人につき1回

## 受診票の使い方

受診票は母子健康手帳と一緒にお渡しします。道内の1か月児健康診査を実施する医療機関に提出してください。

### 【注意事項】

- ・受診票は、再発行できませんので大切に保管してください。
- ・受診票は深川市の住民以外には利用できませんので、市外転出の場合は、転出先の市町村で受診票等の交付を受けてください。
- ・転出後に誤って利用された場合は、速やかに医療機関へ連絡し、助成金相当額をお支払いください。医療機関に連絡させていただく場合がありますのでご了承ください。

## 道外での受診など自費で受診した場合について

里帰り出産などに伴い、医療機関などで自費で1か月児健診を受診した場合は、償還払いで費用を助成します。受診後1か月以内に、申請書に次の必要書類を添えて健康推進係の窓口を持参または送付してください。受診後1か月以内に申請できない場合は、健康推進係にご相談ください。詳しくは「道外での妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査の助成について」をご覧ください。

ご不明な点は、健康・子ども課健康推進係（26-2609）までお問い合わせください。